

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出席	副 会 長	加 藤 勘 治	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
欠席	委 員	服 部 多惠子	
出席	委 員	荻 巢 征 夫	
欠席	委 員	野 口 隆	
出席	委 員	藤 原 智	
出席	委 員	加 藤 薫	
欠席	委 員	水 谷 善 一	
出席	委 員	黒 田 國 昭	
出席	委 員	中 野 英 孝	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	蜂須賀 時 夫	
出席	委 員	伊 藤 幹 雄	
出席	委 員	服 部 勝 明	
出席	委 員	横 井 博 昭	

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	立 松 春 雄	
出席	委 員	加 藤 清 治	
出席	委 員	小 林 義 昭	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	三 輪 清 博	
出席	委 員	村 上 守 國	
出席	委 員	野 口 ゆきゑ	
出席	委 員	井 戸 田幸夫	
欠席	委 員	安 田 秀 樹	
出席	委 員	佐 藤 武 司	
出席	委 員	古 野 正 史	
出席	委 員	石 垣 謙 治	
出席	委 員	野 田 峯 和	
欠席	委 員	堀 田 重 孝	
出席	委 員	服 部 政 良	
出席	委 員	植 田 秀 夫	
出席	委 員	中 島 義 雄	
出席	委 員	伊 藤 宗 雄	
出席	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成23年5月20日（金） 午前9時00分から午前9時50分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員（32人）別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員（5人）別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p> 日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p> 日程第2 議案第5号 農地法第3条関係</p> <p> 日程第3 議案第6号 農地法第5条関係</p> <p> 日程第4 決定第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p> 日程第5 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p> 日程第6 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p> 日程第7 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p> 日程第8 専決報告 買受適格証明願（届出）</p> <p> 日程第9 専決報告 現況証明願</p> <p> 日程第10 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書</p> <p> 日程第11 報 告 農地改良届出書</p> <p> 日程第12 その他</p> <p>6．農業委員会事務局職員（3人）別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p> 開会（午前9時00分）</p> <p>事務局長 皆さんおはよう御座います、定刻になりましたので平成23年5月農業委員会定例会を始めたいと思います。それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>会長 〈会長あいさつ〉</p> <p>それでは、本日の出席者数は37名中32名で、定足数に達しておりますので、只今より5月定例農業委員会を開会します。</p>

審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号 35 番 中島 義雄 委員
議席番号 38 番 古江 寛昭 委員
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 5 号	農地法第 3 条関係	6 件
議案第 6 号	農地法第 5 条関係	7 件
決定第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定 による当委員会の決定について	72 件
専決報告	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	11 件
専決報告	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出	1 件
専決報告	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出	2 件
専決報告	買受適格証明願 (届出)	2 件
専決報告	現況証明願	1 件
報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	13 件
報告	農地改良届出書	2 件

それでは、議案第 5 号 農地法第 3 条関係 について審議をお願いしますが、
議案番号 2 番の案件が 37 番 伊藤宗雄 委員が総会規則 17 条の「議事参
与の制限」に該当しますので、2 番除く案件より審議をお願いします。

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(1 番、3 番～6 番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請
地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

以上 5 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可
要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。

会長

只今、2 番を除く議案第 5 号について事務局より説明をさせていただきました
が、何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、2 番を除く議案第 5 号 農地法第 3 条関係について賛成の方は、挙

事務局	<p>手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成ですので、可決決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、2番の審議を行いますので 37番 伊藤宗雄 委員には退席をお願いします。</p> <p>《 伊藤委員 退席 》</p> <p>それでは事務局より、2番の説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 番号2番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読) 受人の所有地の隣接地である為、耕作に都合が良いとの事でございます。</p> <p>この案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。 以上でございます。</p>
会長	<p>只今、議案第5号、2番について事務局より説明をさせていただきましたが、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成ですので、許可することに決定します。</p> <p>伊藤委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《 伊藤 委員着席 》</p> <p>続いて、議案第6号 農地法第5条関係 について審議をお願いしますが、議案番号6番の案件が 28番 石垣 謙治 委員が総会規則17条の「議事参与の制限」に該当しますので、6番除く案件より審議をお願いします。</p> <p>では、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は津島市のアパートに住んでいますが、将来は長女と同居を考えており、今回分家住宅を計画したとの事でございます。</p>

(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 本社は、大治町にてコンテナハウスの賃貸・販売を行っており、そのコンテナハウスの保管場所としての申請でございます。コンテナハウスの大きさは2.4m×6.0mと2.6m×12.0mのものでございます。

(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 平成13年より駐車場として使用しており、今回の申請にて是正し、駐車場として受人が利用するとの事でございます。

(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 愛知県発注の日光川下流流域下水道事業管渠布設工事の作業ヤードとして使用する計画でございます。

(5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 受人は土木・水道工事を行っており、機械設備の導入により資材・車両置場が不足し、本社事務所及び県道沿いである申請地が業務に都合が良い為、今回の申請に至ったとの事でございます。

(7 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 本年11月に結婚するとの事で、将来を考慮し分家の計画でございます。

以上6件につきましては、農地法第5条第2項に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、事務局より議案第6号の6番の案件を除いて説明させていただきました、何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第6号 農地法第5条関係 6番を除く関係について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

どうも有り難うございました。

全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、6番の審議を行いますので 28番 石垣謙治 委員には退席をお願いします。

《 石垣委員 退席 》

それでは事務局より、6番の説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》(番号6番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)3台分の駐車場と進入路を確保する計画でございます。尚、この案件につきましても、農地法第5条第2項に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>この議案第6号 6番ついて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第6号 農地法第5条関係 6番の案件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>石垣委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《 石垣 委員着席 》</p> <p>続きまして、事務局から 決定第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 72件の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 件数が多いため簡略化し説明をさせていただきます。 4ページから13ページまでの農地利用集積計画の概要を説明させていただきます、全体筆数は365筆、面積は380,144㎡で全て新規設定でございます。円滑化団体のあいち海部農業共同組合が受入となった筆数は166筆、162,802㎡でございます。 あいち海部農業共同組合以外が受入となった筆数は199筆、217,342㎡でございます。(譲受人住所、氏名、合計筆数及び合計面積を報告する) この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。 以上でございます。</p>
会長	<p>簡略した説明でございましたが、決定第2号について何かご意見ございますか。</p>
22番委員	<p>お尋ねをさせていただきます、延べ380,144㎡ですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>

22 番委員	<p>譲渡人は延べ何人ですか、それと其々の方が耕作を任される主な理由というのは毎回同じだと思いますが、主にどう言った理由で耕作を任されるのか、それから、先月でございますが、この集積計画で市は目標面積を60%と言っておられまして、既に先月は40%を越している様な実績でございました。毎回この様な形でどんどん面積が増えてくる事は、いずれは近々市の目標面積60%を達成する訳でございます。達成された場合にはどの様な対応をされるのかお尋ねをしたい。</p>
事務局	<p>ざっと数えさせていただいて譲渡人は35名程度かと。</p> <p>譲渡人がどう言った理由かとの事でございますが、申請書には譲り渡す為の理由はございません、耕作が出来ないのか、内容的にはオペさんの方にお渡しする、その様な形かと思われませんが、3条とか5条に伴うような理由については添付されておりません。</p> <p>又、60%を超えたらどうなるのかにつきましては、愛知県も60%、海部管内の全ての市町村も60%となっておりますので、60%を超えた場合については愛西市及び愛知県も目標を設定するかと思われ、このままで行くのか目標の数字を上げるのか、それについては農地の耕作状態などを視野に入れ、もう少し利用集積をしなければならぬとの事であればパーセントが上がると思われます。以上です。</p>
22 番委員	<p>今度この利用集積計画そのものについてどの様な形で市として対応するか、漠然としている訳ですね、いわゆる愛知県とか他の市区町村がどうのこうのという事は関係無くして、農業に対し愛西市の中には農業を中心とした地域がございますので重視ししながら何らかの規制等を考え、やって行かなければならないのか、他の市町村が60、県が60だからそれに右へ習え、それも有りかと思っておりますが、自治体によっては置かれた環境が全然違うのですから、やはり愛西市は愛西市の農村地域をいかに適正に農地を維持管理して行くかと言う事を。勿論、私も農地の所有者が適正に自ら耕作するのが本来の姿だと思いますので、そこをしっかりと基礎に置いてやっていただきたい。</p> <p>それと集積計画については、理由を書かなくてもいい、これは取り纏めをやって見える中間的な農協さんなどは聞いておられるかと思っておりますが、県の方へ確認しましたところ、例えば高齢の為、後継者がいないなどの色々な、各農業者の理由を述べて申請を行う事などは必要であると聞いております。今のところその様な事は事務局は受け付けて無いと言う事であればやむを得ないと思っておりますが、今後は何らかの形で、どう言った理由で集積計画が増えて行くのか、どう言った農業者が実態を持って見えるのか、よく掴んでいただきたいと思っております、これは今後の要望としおきますが宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>

会長	他は。
35番委員	はい。
会長	どうぞ。
35番委員	この関係で一つだけお伺いします、杉浦トラクターさんが41,000㎡位あると聞きましたが、賃借権の関係ですが、初めてやられるのでどの様に賃借権は決められているか。
事務局	金額ですか。
35番委員	はい。
事務局	1反3,000円で計算はされております。
35番委員	今回、あま農協さんが入って見えますが、4グループの方が見えて、例えば3畝位のも在り、虫食いの様に点々としている。本当は纏まって一つの区画を、例えば杉浦さんがやると言った、その様な方向に行かないと耕作もやり難いので、地元の関係と話し合っ、効率を良くする為に、この様に出ましたが、それを同じ土地で交換ではなく、大体同じ位の土地であれば耕作する方を変えてやっても良いのか、その辺をお伺いしたい。
事務局	基本的に変える事は可能かと思われま。契約を解約して再度契約する事は出来ま。集積という形につきましては、今までの形、借りていた金額的なものありま。し信頼関係もあるかと思いま。るので、一概に全てが集積される事は無かろうかと思いま。
35番委員	それと、先月も言いま。ましたが、10a以上無いと農業委員の選挙の方の権利が無くなるという事と。先程の件ですが地域で話し合っ。一つの区画をやっ。ていかないとと思いま。、今後はJAさんが入られており、そう言っ。た話は、地元と相談して集積計画をやっ。て行く方向で願いま。します。
会長	他宜しいでしょうか。
11番委員	はい。今回は新規設定ばかりである事によりあえてお尋ねする訳ですが、ここに上がっている期間は概ね3年6年10年ですが、個人、農業生産法人それからJAが受け手がここに上がっている訳ですが、同じ水稻であっても6年10年という期間で、例えば受け手がJAであっても二通りある訳で、過去の流れであいち海部農協となっても旧の農協関連での形で分かれていると思われま。ますが、これに関しては何かの意図がありこの様な形になっているのか。

事務局	市の計画では3年6年10年という区切りがございますが、なぜ何年で区切ったかは私ども農業委員会では把握しておりませんので、お答えは出来ません。
11番委員	只、指導的立場が有るかと思いますが、その辺はあくまでも先方次第という事ですか。
会長	宜しいでしょうか。私の方から少しお答えさせていただきます。3年6年10年というのは双方の話し合いですので、双方が合致したところで結んでいただくと言う事です。それともう一つは戸別所得補償制度となつて一反15,000円いただける事となつて、正式な契約事項が無いと補償がいただけない為、今回多く出てきたと思われまふ。そして販売の実績も必要です。
11番委員	私もよく相談を受けるのですが、先の政策が分からない事となると今回は最短の3年間で私は良いと思うのですが。
会長	只、受け手の方が3年では、しっかり耕作出来る様になつて返してくれと言われても困るのでは。
11番委員	それでよく聞くのが、確かこの利用権設定の場合6年10年の設定をしたとしても、農地法での設定に比べて途中解約による罰則規定は無いと思うが、どうだったか。
事務局	合意解約であれば罰則はございません。
11番委員	有り難うございます。もう一点だけ、今までこの利用権に関して、もやもやしていたものをお聞きしますが、昔、これを導入した当時は市なり農協なりで10a当たりいくらかの補助制度がありましたか、今はどうか。
事務局	市ではございません。
35番委員	少し質問をしますが、今言われた戸別補償で、その補償は耕作者か土地所有どちらに交付金は交付されるのか。
会長	耕作して販売される農家です。
35番委員	それはあくまで農家に行くのが前提ではないですか。
会長	農家の方々に国は払いますよと言う事で、交付金はそれぞれ販売農家の所に入ります。

加藤副会
長

出荷の証明が必要となるから、土地をもっていて出している人は出荷の証明が無いので、だから販売目的で無いと交付金が下りないので、その事がある。

会長

販売証明書があれば宜しいですよ。

他宜しいでしょうか。

(発言なし)

それでは決定第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成多数)

有り難うございました、賛成多数ですので市へ答申する事に決定いたします。

続きまして、

専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	11件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件
専決報告	買受適格証明願(届出)	2件
専決報告	現況証明願	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	13件
報告	農地改良届出書	2件

について事務局より説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から11番の届出者住所氏名・届出地・面積・権利の種類を朗読)以上11件の届出がございました。

(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・申請内容・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)1件の届出です。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)登記地目は山林でございますが、現況は畑となっておりますので、農地法の手続きは必要であり、隣接地と合わせまして分譲6棟の計画でございます、申請

<p>会長</p> <p>加藤副会長</p> <p>会長</p>	<p>地には建築面積 51.34 m²、2 階建ての計画でございます。 (2 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読) 建築面積 80.41 m²、2 階建ての計画でございます。</p> <p>(専決報告 買受適格証明願(届出) 1 番と 2 番の出願者・土地の所在・地目・面積・備考内容を朗読) 尚、この案件に関する事件番号については、取り下げとなっており、事実上は入札されなかったため、この証明に関する買受はされなかったと思われます。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1 番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考の現地確認及び証明年月日を朗読)</p> <p>(報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書 1 番から 13 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読) 以上、13 件の解約通知の提出がございました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1 番と 2 番の届出者住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間、備考(目的・搬入計画・盛土高)を朗読) 以上、2 件の届出がございました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか、それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので、可決承認をさせていただきました。</p> <p>それでは、その他に入らせていただきます。</p> <p>・ 佐屋地区 農地パトロール報告を加藤勸治さんをお願いします。</p> <p>佐屋地区農地パトロール報告。</p> <p>どうも有り難うございました。</p>
----------------------------------	---

事務局長

事務局より報告事項があれば。

今月の農地パトロール（立田地区）5月24日（火）午後1時30分から
愛西市役所 立田庁舎 小会議室（1階）に集合。

次回農地パトロール八開地区 6月27日（月）予定しております。

次回農業委員会 6月21日（火）午前9時 立田庁舎 第一会議室
最終農業委員会 7月19日（火）午前9時 立田庁舎 第一会議室

当農業委員会からの「東日本大震災義援金」について、本日（5月20日）
の農業新聞に掲載されております。

「愛西市農業委員会一般選挙に関する期日等」について資料により詳細説明。

農業委員会だより「反省会」を委員会終了後 開催しますので委員の方は
よろしくをお願いします。

その他宜しいですか。

（発言なし）

これをもちまして、定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとう
ございました。

閉 会（午前9時50分）

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号35番委員

中 島 義 雄

議事録署名者

議席番号38番委員

古 江 寛 昭

--	--